

財団法人国際保健医療交流センター寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人国際保健医療交流センター（以下「本センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本センターは、主たる事務所を熊本県熊本市東町四丁目11番1号に置く。
2. 本センターは理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本センターは、主に開発途上国を対象とした保健医療分野での国際協力を促進するため、保健予防事業の導入を中心とした途上国の保健医療専門家の研修や我が国の国際保健医療協力に従事する専門家の養成・訓練、その他保健医療技術の移転推進のための事業を実施するとともに併せてこれら事業の成果を広く我が国に紹介し、もって開発途上国及び我が国の保健医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 開発途上国の保健医療専門家に対する研修
- (2) 開発途上国に派遣される我が国の保健医療専門家に対する研修
- (3) 開発途上国における保健医療協力プロジェクトについての調査及び提言
- (4) 保健医療分野における国際会議の開催及びその支援
- (5) 国際保健医療協力に関する情報の収集及び普及啓発
- (6) その他本センターの目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に掲載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 賛助会費
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本センターの財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2. 基本財産のうち現金は、郵政官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、本センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、外務大臣及び厚生大臣（以下「主務官庁」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本センターの事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本センターの事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業概要報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3月以内に主務官庁に報告しなければならない。

この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利への放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本センターが新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 本センターの会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本センターに次の役員を置く。

理事 10人以上 21人以内

監事 2人以上 3人以内

2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、2人以内を常務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事は、互選により、理事長及び常務理事を選任する。
3. 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
4. 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
5. 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。
6. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
7. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、本センターを代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐して、本センターの業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 常務理事は、副理事長を補佐して、本センターの業務を処理する。
4. 理事は、理事会を組織し、この寄附行為の定めるところにより、本センターの業務を議決し、執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときはこれを理事会及び評議員会並びに主務官庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(任期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には、費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(組織)

第22条 理事会は、理事をもって組織する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、本センターの業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第18条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会議開催の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 本センターに評議員 10人以上 20人以内を置く。

2. 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
3. 評議員のうちには、役員のいずれか 1人と親族その他特別の関係にある者の合計数又は評議員の 1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が評議員現在数の 3分の1を超えて含まれることとなってはならない。
4. 評議員には、第 19条から第 21条(第 21条第 1項ただし書きを除く。)までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって組織する。

2. 評議員会は、理事長が招集する。
3. 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
4. 評議員会には、第 27条から第 30条までに規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
5. 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は理事会での議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員会の職務)

第33条 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

第6章 顧問

(顧問)

第34条 本センターに顧問 5人以内を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者又は本センターに功労のあった者のうちから、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事長に対し、本センターの事業の運営について助言を行う。
4. 顧問には、第 19条第 1項、第 20条及び第 21条(第 21条第 1項を除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第7章 学術参与

(学術参与)

第35条 本センターに学術参与 10 人以内を置くことができる。

2. 学術参与は、保健医療分野における学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
3. 学術参与は、理事長の諮問に応じて、理事長に対し、本センターの行う調査、研修について助言を行う。
4. 学術参与には、第 19 条第 1 項、第 20 条及び第 21 条（第 21 条第 1 項を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「学術参与」と読み替えるものとする。

第8章 事務局及び書類等の保存

(事務局)

第36条 本センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け等)

第37条 本センターの主たる事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿等を備えておかねばならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 理事、監事、評議員、顧問、学術参与及び職員の名簿並びに履歴書
 - (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (6) 処務日誌
 - (7) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (8) その他必要な書類及び帳簿
2. 前項の書類及び帳簿等は、次の区分により保存しなければならない。
 - (1) 第 1 号から第 5 号までのものは永久
 - (2) 第 6 号及び第 7 号のものは 10 年
 - (3) 第 8 号のものは 5 年

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第38条 本センターの目的に賛同し、会費を納入して本センターの活動を支援する者を賛助会員とすることができる。

2. 賛助会員及び賛助会費についての必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第40条 本センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第41条 本センターの解散の時に有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本センターと類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第 11 章 補則

(委任)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、本センターの運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、本センターの設立許可のあった日から施行する。
2. 本センターの設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
3. 本センターの設立初年度の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 2 年 3 月 31 日までとする。
4. 本センターの設立当初の役員は、第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 3 年 3 月 31 日までとする。
5. 本センターの設立当初の評議員は、第 31 条第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 31 条第 4 項において準用する第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 3 年 3 月 31 日までとする。

(平成 2 年 1 月 22 日外務大臣許可第 1 号、厚生大臣許可第 11 号)

附 則

この寄附行為の一部変更は、主務官庁の許可のあった日から施行する。

(平成 5 年 1 月 5 日外務大臣認可、外認可第 1 号、厚生大臣認可、厚生省収国第 1 号)

附 則

この寄附行為の一部変更は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

(平成 5 年 3 月 26 日外務大臣認可、外認可第 20 号、厚生大臣認可、厚生省収国第 57 号)